

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福 島 県 報

目 次

規則	福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則	四九
	ふくしま医療機器開発支援センター条例の施行期日を定める規則	四九
告示		
	大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	四〇
	農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件	四〇
公 告		
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	四一
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件	四一
	都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	四一
	都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件三件	四一
	福島県教育委員会	四二
	福島県指定重要文化財の指定を解除された件	四二
	福島県選挙管理委員会	四二
	個人演説会を開催することができる施設として指定した旨報告があった件	四二

規 則

福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則及びふくしま医療機器開発支援センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年八月二十六日

福島県規則第六十二号

福島県知事 内堀雅雄

福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

福島県介護保険法施行細則(平成十二年福島県規則第三百二十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号付表一、付表二、付表三、付表四及び付表五中「法定代理受領分(一)負担分」を「法定代理受領分」に改め、同様式付表六中「(通所介護(療養型通所介護))」を「(通所介護)」に改め、同様式付表六その一中「(通所介護(療養型通所介護))」を「(通所介護)」に改め、「法定代理受領分(一)負担分」を「法定代理受領分」に改め、同様式付表六その二備考中「(通所介護(療養型通所介護))」を「(通所介護)」に改め、同様式付表六その三中「(療養型通所介護)」を削り、同様式付表七その一、付表八、付表九、付表十、付表十一、付表十二及び付表十五中「(療養型通所介護)」を削り、「(通所介護)」を「(通所介護)」に改め、同様式付表十六その一中「法定代理受領分(一)負担分」を「法定代理受領分」に改め、同様式付表十六その二中「法定代理受領分以外」を「法定代理受領分」に改め、同様式付表十七及び付表十八中「法定代理受領分(一)負担分」を「法定代理受領分」に改める。

様式第十一号備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第十二号備考中1を削り、2を1とし、同様式備考3中「(あ)を」を「(あ)」に改め、同様式備考中3を2とし、4を3とし、5を4とする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県介護保険法施行細則(以下「改正前の規則」という。)(様式第一号による指定(許可)申請書、様式第十一号による業務管理体制整備(区分変更)届出書及び様式第十二号による業務管理体制変更届は、それぞれ改正後の福島県介護保険法施行細則様式第一号による指定(許可)申請書、様式第十一号による業務管理体制整備(区分変更)届出書及び様式第十二号による業務管理体制変更届とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第六十三号

ふくしま医療機器開発支援センター条例の施行期日を定める規則

ふくしま医療機器開発支援センター条例(平成二十七年福島県条例第九十一号)の施行期日は、平成二十八年十月一日とする。(産業創出課医療関連産業集積推進室)

告 示

福島県告示第五百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年八月二十六日から同年十二月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社カワチ薬品店 福島県いわき市泉町滝尻字泉町十一ほか

二 変更しようとする事項

1 駐車場の収容台数

(変更前) 百二十八台

(変更後) 八十四台

2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) (一) 数 三か所

(一) 位置 別紙図面のとおりに変更しようとする年月日

(二) 数 二か所

(二) 位置 別紙図面のとおりに変更しようとする年月日

平成二十九年四月十六日

届出年月日

平成二十八年八月十五日

届出をした者

株式会社カワチ薬品

(「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その書面及び図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。
平成二十八年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者

住所又は所在地

貸借権の設定等を受ける土地

氏名又は名称

住所又は所在地

貸借権の設定等を受ける土地

氏名又は名称

住所又は所在地

武田 哲也

耶麻郡猪苗代町大字三郷字下太子堂三三四一三

耶麻郡猪苗代町大字若宮字村南西丙一四三三ほか十四筆

農事組合法人
ふあーむ・しどけ

南相馬市原町区雫字京塚沢七五一一

南相馬市一時利用地原町東三三九ほか二百三十二筆

株式会社
相グリーン
ファーム

南相馬市原町区高見町一丁目二五五一一

南相馬市一時利用地原町東一〇一ほか百四筆

上野 敬幸

南相馬市原町区萱浜字北才ノ上八二

南相馬市一時利用地原町東二四一一ほか四十五筆

上野 雅之

南相馬市原町区萱浜字一本松三一

南相馬市一時利用地原町東三三四ほか十一筆

八津尾 初夫

南相馬市原町区萱浜字六貫山四六一三

南相馬市一時利用地原町東一三七ほか三十九筆

堀川 祐一

南相馬市原町区萱浜字北才ノ上二二

南相馬市一時利用地原町東二〇九一ほか二十八筆

株式会社
イハイファーム

南相馬市原町区上浜字佐原田三〇一一

南相馬市一時利用地原町東五八ほか三十五筆

農事組合法人
うきた夢
ファーム

南相馬市鹿島区浮田字鶴喰三四

南相馬市鹿島区浮田字上浮田六二ほか百九十三筆

認可年月日

平成二十八年八月二十六日

(農業担い手課)

公 告

公告第二百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十八年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年八月二日
- 二 名称
特定非営利活動法人 虹色の夢
- 三 代表者の氏名
尾形 美保
- 四 主たる事務所の所在地
福島県伊達郡川俣町字中島十九番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、知的障害者に対して、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を行い、利用者個人の尊厳を保持しつつ、個人の意向を尊重して、社会参加できるように、福祉サービスに重点を置き支援することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十八年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年八月一日
- 二 名称
特定非営利活動法人 サクラブレイス
- 三 代表者の氏名
森田 剛生
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市八木田字中島三十二番五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対して在宅支援サービスに関する事業、及び障がい者に対して自立支援サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十八年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年八月一日
- 二 名称
特定非営利活動法人 復興支援 ヨーガの風
- 三 代表者の氏名
今村 幸子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市上野寺字館四十七番地の二
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、東日本大震災の被災者に対して、ヨーガ療法の普及に関する事業を行い、被災者の健康の回復に寄与することを目的とする。
（変更後）この法人は、地震などの自然災害等の被災者に対して、ヨーガ療法の普及に関する事業を行い、被災者の健康の回復に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画一団地の住宅施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所
 総括図、計画図及び計画書の写し
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

公告第二百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 平成二十八年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書
 総括図、計画図及び計画書の写し
 二 縦覧場所
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

公告第二百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 平成二十八年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書
 総括図、計画図及び計画書の写し
 二 縦覧場所
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

公告第二百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画特別用途地区の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 平成二十八年八月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所
 総括図、計画図及び計画書の写し
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第四号

次の福島県指定重要文化財は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の規定により、平成二十八年七月二十五日付けで重要文化財に指定されたので、福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第五条第五項の規定により、福島県指定重要文化財(建造物の部)の指定を同日付けで解除された。
 平成二十八年八月二十六日

福島県教育委員会

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
旧亀岡家住宅	一棟	伊達市	伊達市保原町字舟橋一八〇番地	伊達市保原町大泉字宮脇 保原総合公園

(文化財課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。
 平成二十八年八月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設の管理者	聴衆席の面積	聴衆席収容見込人員数
平成二八年八月二日	いわき市久之浜町久之	いわき市地域防災交流	いわき市長	五四一・三七平方メートル	二九〇人

浜字中町三 二番地
センター久 之浜・大久 ふれあい館